

平成21年度

総 会 議 案 書

と き 平成21年 8月24日(月)  
午後1時30分  
ところ ルビノ京都堀川

京都府内国有林野等所在市町村長協議会

## 京都府内国有林野等所在市町村長協議会 名簿

H21.8.1 現在

市 町 村	氏 名	備 考
京 都 市	門 川 大 作	監事              代表世話人
福 知 山 市	松 山 正 治	
舞 鶴 市	齋 藤 彰	
綾 部 市	四 方 八 洲 男	
宇 治 市	久 保 田 勇	
宮 津 市	井 上 正 嗣	
亀 岡 市	栗 山 正 隆	
京 丹 後 市	中 山 泰	
南 丹 市	佐 々 木 稔 納	
木 津 川 市	河 井 規 子	
井 手 町	汐 見 明 男	
宇 治 田 原 町	奥 田 光 治	
京 丹 波 町	松 原 茂 樹	
伊 根 町	吉 本 英 樹	
与 謝 野 町	太 田 貴 美	
京都大阪森林管理 事務 所	福 田 淳	

**平成21年度  
京都府内国有林野等所在市町村長協議会  
総会議事次第**

- 1 開会
- 2 代表世話人挨拶
- 3 近畿中国森林管理局挨拶
- 4 議事
  - (1) 第1号議案 平成20年度事業実績の承認について
  - (2) 第2号議案 平成21年度事業計画(案)の承認について
  - (3) 第3号議案 規約改正について
  - (4) 第4号議案 役員改選について
- 5 京都大阪森林管理事務所からの取組報告
- 6 意見交換
- 7 その他
- 8 閉会

## 第1号議案

### 平成20年度事業実績の承認について

平成20年度の事業実績を下記のとおり報告する。

#### 1 協議会総会

日 時	平成20年 8月25日(月)
場 所	京都市 ルビノ京都堀川
概 要	13市町が出席。 「平成19年度活動状況報告及び収支報告」並びに 「平成20年度活動計画(案)」を承認。

#### 2 近畿中国森林管理局管内国有林野等所在市町村長連絡協議会への出席

日 時	平成20年11月4日(火)
場 所	近畿中国森林管理局 4階大会議室
概 要	代表世話人 井上宮津市長(代理 宮津市担当者)が 出席。

## 第2号議案

### 平成21年度事業計画（案）の承認について

平成21年度の事業計画（案）を以下のとおり提案する。

#### 1 協議会総会の開催

日 時 平成21年 8月24日（月）  
場 所 京都市 ルビノ京都堀川

#### 2 近畿中国森林管理局管内国有林野等所在市町村長連絡協議会への出席

日 時 平成21年11月上旬  
場 所 近畿中国森林管理局（大阪市）

#### 3 現地見学会の開催（大阪府内国有林野等所在市町村長協議会との共催）

日 時 平成21年11月上旬  
場 所 大悲山国有林（京都市内（予定））  
内 容 製品生産事業等の見学。

### 第3号議案

#### 「京都府内国有林野等所在市町村長協議会規約」の改正について

1. 平成19年度に繰越金を完全消化したことに伴い、会計に関する条項を削除する（旧第11条）とともに、役員のうち、会計監査を担当する「監事」を廃止する（第5条）。また、協議会の運営経費は京都大阪森林管理事務所が負担する旨加筆する（新第8条）。
2. 会議における議題を明確化するとともに、毎回、京都大阪森林管理事務所より事業内容について報告を行う旨加筆する（新第6条）。
3. その他、構成及び文言の適正化を行う。

## 京都府内国有林野等所在市町村長協議会規約（案）

### （名称）

第1条 本協議会は、京都府内国有林野等所在市町村長協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### （目的）

第2条 協議会は、京都府内国有林野等所在市町村と近畿中国森林管理局京都大阪森林管理事務所の連携の強化を図り、もって地元農山村の社会経済の発展と国有林野事業の円滑な遂行に寄与することを目的とする。

### （協議事項）

第3条 この協議会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事項について地域社会との意思疎通を図り、その要請等を国有林野事業の運営に適切に反映させるよう努める。

- （1）国有林野等の所在する地域の国土保全及び水資源のかん養等国有林野の有する公益的機能の発揮に関する事項
- （2）国有林野等の所在する地域の農林業及び関連産業の振興に関する事項
- （3）保健休養機能等を有する森林の保護及び利用に関する事項
- （4）国有林野等の活用に関する事項
- （5）国有林野等の所在する地域における就業機会の確保に関する事項
- （6）その他第2条の目的を達成するために必要な事項

### （組織）

第4条 協議会は、京都府内における国有林野等の所在する地域の市町村長と当該国有林野等を管轄する京都大阪森林管理事務所長をもって構成する。ただし、必要に応じて、近畿中国森林管理局、国の地方出先機関並びに地方公共団体の職員及び関係民間団体の代表者を参加させることができるものとする。

### （役員）

第5条 協議会に、次の役員を置く。

代表世話人 1名

2 役員は、京都府内国有林野等所在市町村長の互選により選任し、任期は2年とする。

但し、再任をさまたげない。

(会議の開催)

第6条 協議会の目的を達成するため、代表世話人と京都大阪森林管理事務所長の招集により、年1回会議を開催し、次の事項を付議する。ただし、会議は、必要に応じて、臨時に開催することができる。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 事業実績に関する事項
- (3) 規約の改廃に関する事項
- (4) その他必要な事項

2 会議では、第1項の事項の付議に加えて、京都大阪森林管理事務所より、事業内容について報告を行う。

(連絡協議会への参加)

第7条 近畿中国森林管理局管内の府県協議会間の連絡調整を図るため、近畿中国森林管理局管内国有林野等所在市町村長連絡協議会の招集があった場合は、協議会から代表世話人及び京都大阪森林管理事務所長が参加する。

(経費)

第8条 協議会の運営に必要な経費は、京都大阪森林管理事務所が負担する。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、京都大阪森林管理事務所の総務担当に置く。

付則

平成21年8月 日改正



京都府内国有林野等所在市町村長協議会規約  
(改正案)

改正案	現行
<p>(名称) 第1条 本協議会は、京都府内国有林野等所在市町村長協議会（以下「協議会」という。）と称する。</p>	
<p>(目的) 第2条 協議会は、京都府内国有林野等所在市町村と近畿中国森林管理局京都大阪森林管理事務所の連携の強化を図り、もって地元農山の社会経済の発展と国有林野事業の円滑な遂行に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この協議会は、京都府内国有林野等所在市町村と近畿中国森林管理局京都大阪森林管理事務所の連携の強化を図り、もって地元農山の社会経済の発展と国有林野事業の円滑な遂行に寄与することを目的とする。</p>
<p>(名称) 第2条 協議会は、京都府内国有林野等所在市町村長協議会（以下「協議会」という。）と称する。</p>	<p>(名称) 第2条 この協議会は、京都府内国有林野等所在市町村長協議会（以下「協議会」という。）と称する。</p>
<p>(協議事項) 第3条 協議会は、京都府内における国有林野等の所在する地域の市町村長と当該国有林野等を管轄する京都大阪森林管理事務所長を並びに地方公共団体の職員及び関係民間団体の代表者を参加させることができるとする。</p>	<p>(組織) 第3条 この協議会は、京都府内における国有林野等の所在する地域の市町村長と当該国有林野等を管轄する京都大阪森林管理事務所長を並びに地方公共団体の職員及び関係民間団体の代表者を参加させることができるとする。</p>
<p>(協議事項) 第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事項について地域社会との意思疎通を図り、その要請等を国有林野事業の運営に適切に反映させるよう努める。 (1) 国有林野等の所在する地域の国土保全及び水資源のかん養等国有林野等の有する公益的機能の発揮に関する事項 (2) 国有林野等の所在する地域の農林業及び関連産業の振興に関する事項</p>	<p>(協議事項) 第4条 この協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について地域社会との意思疎通を図り、その要請等を国有林野事業の運営に適切に反映させるよう努める。 (1) 国有林野等の所在する地域の国土保全及び水資源のかん養等国有林野等の有する公益的機能の発揮に関する事項 (2) 国有林野等の所在する地域の農林業及び関連産業の振興に関する事項</p>

る事項

- (3) 保健休養機能等を有する森林の保護及び利用に関する事項
- (4) 国有林野等の活用に関する事項
- (5) 国有林野等の所在する地域における就業機会の確保に関する事項
- (6) その他第2条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、京都府内に於ける国有林野等の所在する地域の市町村長と当該国有林野等を管轄する京都大阪森林管理事務所長をもつて構成する。ただし、必要に応じて、近畿中国森林管理局、国の地方出先機関並びに地方公共団体の職員及び関係民間団体の代表者を参加させることができるものとする。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

代表世話人 1名

2 役員は、京都府内国有林野等所在市町村長の互選により選任し、任期は2年とする。但し、再任をさまたげない。

(会議の開催)

第6条 協議会の目的を達成するため、代表世話人と京都大阪森林管理事務所長の招集により、年1回会議を開催し、次の事項を付議する。

ただし、会議は、必要に応じて、臨時に開催することができる。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 事業実績に関する事項
- (3) 規約の改廃に関する事項

る事項

- (3) 保健休養機能等を有する森林の保護及び利用に関する事項
- (4) 国有林野等の活用に関する事項
- (5) 国有林野等の所在する地域における就業機会の確保に関する事項
- (6) その他第1条の目的を達成するために必要な事項

(役員)

第5条 この協議会に、次の役員を置く。

(1) 代表世話人 1名

(2) 監事 1名 監事は会計監査を行う。

(役員を選任)

第6条 役員は互選により選任する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年間とする、但し再任をさまたげない。

(会議の開催)

第8条 この協議会の会議は、代表世話人と京都大阪森林管理事務所長が協議してこれを招集する。

(4) その他必要な事項

2 会議では、第1項の事項の付議に加えて、京都大阪森林管理事務所より、事業内容について報告を行う。

(連絡協議会への参加)

第7条 近畿中国森林管理局管内の府県協議会間の連絡調整を図るため、近畿中国森林管理局管内国有林野等所在市町村長連絡協議会の招集があった場合は、協議会から代表世話人及び京都大阪森林管理事務所長が参加する。

(経費)

第8条 協議会の運営に必要な経費は、京都大阪森林管理事務所が負担する。

(連絡協議会への参加)

第9条 近畿中国森林管理局管内の府県協議会間の連絡調整を図るため、近畿中国森林管理局管内国有林野等所在市町村長連絡協議会の招集があった場合は、代表世話人及び京都大阪森林管理事務所長が参加する。

(経費)

第10条 この協議会の運営に関する必要な経費の負担については、協議会においてこれを定める。

(会計年度及び会計報告)

第11条 この協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、京都大阪森林管理事務所の総務担当に置く。

(事務局)

第12条 この協議会の事務局は京都大阪森林管理事務所の総務担当に置く。

## (参考)

### 京都府内国有林野等所在市町村長協議会規約

#### (目的)

第 1 条 この協議会は、京都府内国有林野等所在市町村と近畿中国森林管理局京都大阪森林管理事務所の連携の強化を図り、もって地元農山村の社会経済の発展と国有林野事業の円滑な遂行に寄与することを目的とする。

#### (名称)

第 2 条 この協議会は、京都府内国有林野等所在市町村長協議会（以下「協議会」という。）と称する。

#### (組織)

第 3 条 この協議会は、京都府内における国有林野等の所在する地域の市町村長と京都大阪森林管理事務所長をもって構成し、必要に応じ近畿中国森林管理局、国の地方出先機関並びに地方公共団体の職員及び関係民間団体の代表者を参加させることができるものとする。

#### (協議事項)

第 4 条 この協議会は、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる事項について地域社会との意思疎通を図り、その要請等を国有林野事業の運営に適切に反映させるよう努める。

- (1) 国有林野等の所在する地域の国土保全及び水資源のかん養等国有林野の有する公益的機能の発揮に関する事項
- (2) 国有林野等の所在する地域の農林業及び関連産業の振興に関する事項
- (3) 保健休養機能等を有する森林の保護及び利用に関する事項
- (4) 国有林野等の活用に関する事項
- (5) 国有林野等の所在する地域における就業機会の確保に関する事項
- (6) その他第 1 条の目的を達成するために必要な事項

#### (役員)

第 5 条 この協議会に次の役員を置く。

- (1) 代表世話人 1 名
- (2) 監事 1 名 監事は会計監査を行う。

#### (役員を選任)

第 6 条 役員は互選により選任する。

(役員任期)

第 7 条 役員任期は2年間とする、但し再選をさまたげない。

(会議開催)

第 8 条 この協議会の会議は、代表世話人と京都大阪森林管理事務所長が協議してこれを招集する。

(連絡協議会への参加)

第 9 条 近畿中国森林管理局管内の府県協議会間の連絡調整を図るため、近畿中国森林管理局管内国有林野等所在市町村長連絡協議会の招集があった場合は、代表世話人及び京都大阪森林管理事務所長が参加する。

(経費)

第 10 条 この協議会の運営に必要な経費の負担については、協議会においてこれを定める。

(会計年度)

第 11 条 この協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第 12 条 この協議会の事務局は京都大阪森林管理事務所の総務担当に置く。